

25教総第141号
平成25年8月19日

教育委員各位

久留米市教育委員会
委員長 永田 見生

教育委員会（第9回）定例会の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い致します。

記

1. 日 時 8月26日（月）15時00分～

2. 場 所 本庁舎3階 301会議室

3. 議 案

第43号議案 久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について

第44号議案 久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例について

第45号議案 平成25年度9月補正予算について 当日配布

*上記議案の他、前回提出しております「第42号議案 平成26年度使用久留米特別支援学校高等部及び久留米市立高等学校教科用図書の採択について」の再審議を行います。〔非公開〕

4. 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成26年度久留米市立中学校学校選択制実施要項の概要について
- (3) 微小粒子状物質（PM2.5）に関する市立学校の運動会の対応について
- (4) その他

5. 今後のスケジュール

- 9月定例会：9月26日（木）10時00分～ 市庁舎3階301会議室
- 10月定例会：10月29日（火）15時00分～ 市庁舎3階301会議室

第43号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年8月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 月 日

久留米市長 楢原利則

提案理由

久留米市北野武道場の位置及び使用料を変更し、並びに北野体育センターの施設の名称及び休館日を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表久留米市北野体育センターグラウンドの項中「久留米市北野体育センターグラウンド」を「久留米市北野グラウンド」に改め、同表久留米市北野体育センターテニスコートの項中「久留米市北野体育センターテニスコート」を「久留米市北野テニスコート」に改め、同表久留米市北野体育センターゲートボール場の項中「久留米市北野体育センターゲートボール場」を「久留米市北野ゲートボール場」に改め、久留米市北野武道場の項中「65番地1」を「74番地」に改める。

第16条第2項第2号を次のように改める。

(2) 久留米市北野ゲートボール場

別表第1中

「

| | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 久留米市北野体育センターグラウンド | 9時から22時まで。ただし、照明設備については、21時30分までとする。 |
| 久留米市北野体育センターテニスコート | |
| 久留米市城島テニスコート | |

」

を

「

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 久留米市北野グラウンド | 9時から22時まで。ただし、照明設備については、21時30分までとする。 |
| 久留米市北野テニスコート | |
| 久留米市城島テニスコート | |

」

に、

「

| | |
|---------------------|--------------------|
| 久留米市柳瀬サッカーコート | 1 1 月から 2 月までは、7 時 |
| 久留米市北野筑後川グラウンド | から 1 7 時まで |
| 久留米市北野体育センターゲートボール場 | 3 月から 1 0 月までは、6 時 |
| 久留米市城島ゲートボール場 | から 1 9 時まで |
| 久留米市三潴ゲートボール場 | |

」

を

「

| | |
|----------------|--------------------|
| 久留米市柳瀬サッカーコート | 1 1 月から 2 月までは、7 時 |
| 久留米市北野筑後川グラウンド | から 1 7 時まで |
| 久留米市北野ゲートボール場 | 3 月から 1 0 月までは、6 時 |
| 久留米市城島ゲートボール場 | から 1 9 時まで |
| 久留米市三潴ゲートボール場 | |

」

に改める。

別表第 2 中

「

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 久留米市荘島体育館 | 年末年始（1 2 月 2 8 日から 翌年 1 月 4 日までの日） |
| 久留米市東部地区体育館 | |
| 久留米市西部地区体育館 | |
| 久留米市旭町テニスコート | |
| 久留米市筑後川漕艇場 | |
| 久留米市善導寺公園相撲場 | |
| 久留米市西田テニスコート | |
| 久留米市西田体育館 | |
| 久留米市田主丸武徳館 | |

| | |
|---|--|
| 久留米市柳瀬サッカーコート 久留米市北野筑後川グラウンド 久留米市北野武道場 久留米市北野体育館 | |
|---|--|

」

を

「

| | |
|---|------------------------------|
| 久留米市荘島体育館 久留米市東部地区体育館 久留米市西部地区体育館 久留米市旭町テニスコート 久留米市筑後川漕艇場 久留米市善導寺公園相撲場 久留米市西田テニスコート 久留米市西田体育館 久留米市田主丸武徳館 久留米市柳瀬サッカーコート 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート 久留米市北野ゲートボール場 久留米市北野筑後川グラウンド 久留米市北野武道場 久留米市北野体育館 | 年末年始（12月28日から 翌年1月4日までの日） |
|---|------------------------------|

」

に、

「

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 久留米市北野体育センターグラウンド | (1) 月曜日（その日が国民 の祝日に当たる場合は、 |
|-------------------|-------------------------------|

| | |
|---------------------|--|
| 久留米市北野体育センターテニスコート | その翌日とする。 (2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日) |
| 久留米市北野体育センターゲートボール場 | |
| 久留米市城島体育館 | |
| 久留米市城島テニスコート | |
| 久留米市城島ゲートボール場 | |
| 久留米市三潴ゲートボール場 | |

を

「

| | |
|---------------|------------------------------------|
| 久留米市城島体育館 | (1) 月曜日(その日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日とする。) |
| 久留米市城島テニスコート | |
| 久留米市城島ゲートボール場 | |
| 久留米市三潴ゲートボール場 | |
| | (2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日) |

に改める。

別表第5中

「

| | | |
|-------------------|-------------|--------------|
| 久留米市北野体育センターグラウンド | 全面使用 | 2時間につき400円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 照明設備(全面につき) | 30分につき1,000円 |
| | 照明設備(半面につき) | 30分につき500円 |

| | | |
|--------------------|-------------|------------|
| 久留米市北野体育センターテニスコート | 1面につき | 1時間につき100円 |
| | 照明設備(1面につき) | 1時間につき200円 |
| 久留米市北野武道場 | 専用使用 | 2時間につき200円 |

」

を

「

| | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 久留米市北野グラウンド | 全面使用 | 2時間につき400円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 照明設備(全面につき) | 30分につき1,000円 |
| | 照明設備(半面につき) | 30分につき500円 |
| 久留米市北野テニスコート | 1面につき | 1時間につき100円 |
| | 照明設備(1面につき) | 1時間につき200円 |
| 久留米市北野武道場 | 専用使用 | 2時間につき400円 |

」

に改め、同表備考1中「久留米市北野体育センターグラウンド」を「久留米市北野グラウンド」に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の久留米市体育施設条例の規定は、前項の規則で定める日(以下「施行日」という。)以後における体育施設の使用(施行日前にその許可を申請するものを含む。)について適用する。

久留米市体育施設条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

| 現行 | | 改正案 | |
|----------------------------|---|----------------------------|---|
| (名称及び位置) | | (名称及び位置) | |
| 第2条 表中 | 久留米市北野体育センター グラウンド | 第2条 表中 | 久留米市北野グラウンド |
| | 久留米市北野体育センター テニスコート | | 久留米市北野テニスコート |
| | 久留米市北野体育センター ゲートボール場 | | 久留米市北野ゲートボール場 |
| | 久留米市北野筑後川グラウンド | | 久留米市北野筑後川グラウンド |
| | 久留米市北野武道場 | | 久留米市北野武道場 |
| | 久留米市北野町今山74番地 | | 久留米市北野町今山74番地 |
| | 久留米市北野町今山74番地 | | 久留米市北野町今山74番地 |
| | 久留米市北野町今山74番地 | | 久留米市北野町今山74番地 |
| | 久留米市北野町大城299番地4地先 | | 久留米市北野町大城299番地4地先 |
| | 久留米市北野町今山65番地1 | | 久留米市北野町今山74番地 |
| (使用料) | 第16条 (略) | (使用料) | 第16条 (略) |
| 2 次の各号に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。 | (1) 久留米市柳瀬サッカーコート (2) 久留米市北野体育センターゲートボール場 (3) 久留米市北野筑後川グラウンド (4) 久留米市城島ゲートボール場 | 2 次の各号に掲げる体育施設の使用料は、無料とする。 | (1) 久留米市柳瀬サッカーコート (2) 久留米市北野ゲートボール場 (3) 久留米市北野筑後川グラウンド (4) 久留米市城島ゲートボール場 |

| 現行 | | 改正案 | |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| (5) 久留米市三瀬ゲートボール場 | | (5) 久留米市三瀬ゲートボール場 | |
| 別表第1 (第5条関係) 中 | | 別表第1 (第5条関係) 中 | |
| 久留米市北野体育センターグラウンド | 9時から22時まで。ただし、照明設備については、21時30分までとする。 | 久留米市北野グラウンド | 9時から22時まで。ただし、照明設備については、21時30分までとする。 |
| 久留米市北野体育センターテニスコート | | 久留米市北野テニスコート | |
| 久留米市城島テニスコート | | 久留米市城島テニスコート | |
| (略) | | (略) | |
| 久留米市柳瀬サッカーコート | 11月から2月までは、7時から17時まで | 久留米市柳瀬サッカーコート | 11月から2月までは、7時から17時まで |
| 久留米市北野筑後川グラウンド | 3月から10月までは、6時から19時まで | 久留米市北野筑後川グラウンド | 3月から10月までは、6時から19時まで |
| 久留米市北野体育センターゲートボール場 | | 久留米市北野ゲートボール場 | |
| 久留米市城島ゲートボール場 | | 久留米市城島ゲートボール場 | |
| 久留米市三瀬ゲートボール場 | | 久留米市三瀬ゲートボール場 | |
| 別表第2 (第5条関係) 中 | | 別表第2 (第5条関係) 中 | |
| 久留米市庄島体育館 | 年末年始 (12月28日から翌年1月4日までの日) | 久留米市庄島体育館 | 年末年始 (12月28日から翌年1月4日までの日) |
| 久留米市東部地区体育館 | | 久留米市東部地区体育館 | |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>久留米市西部地区体育館 久留米市旭町テニスコート 久留米市筑後川漕艇場 久留米市善導寺公園相撲場 久留米市西田テニスコート 久留米市西田体育館 久留米市田主丸武徳館 久留米市田主丸多目的運動室 久留米市柳瀬サッカーコート</p> <p>久留米市北野筑後川グラウンド 久留米市北野武道場 久留米市北野体育館</p> <p>(略)</p> <p>久留米市北野体育センターグラウンド 久留米市北野体育センターテニス</p> | <p>久留米市西部地区体育館 久留米市旭町テニスコート 久留米市筑後川漕艇場 久留米市善導寺公園相撲場 久留米市西田テニスコート 久留米市西田体育館 久留米市田主丸武徳館 久留米市田主丸多目的運動室 久留米市柳瀬サッカーコート 久留米市北野グラウンド 久留米市北野テニスコート 久留米市北野ゲートボール場 久留米市北野筑後川グラウンド 久留米市北野武道場 久留米市北野体育館</p> <p>(略)</p> <p>(1) 月曜日 (その日が国民の祝日に当たるとす る。)</p> |
| <p>(略)</p> <p>久留米市北野体育センターグラウンド 久留米市北野体育センターテニス</p> | <p>(略)</p> <p>(1) 月曜日 (その日が国民の祝日に当たるとす る。)</p> |

| 現行 | | 改正案 | |
|--|--|---|--|
| コート 久留米市北野体育センター ボール場 久留米市城島体育館 久留米市城島テニスコート 久留米市城島ゲートボール場 久留米市三瀬ゲートボール場 | (2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日) | 久留米市城島体育館 久留米市城島テニスコート 久留米市城島ゲートボール場 久留米市三瀬ゲートボール場 | (2) 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日) |
| 別表第5(第16条関係) 中 | 別表第5(第16条関係) 中 | 別表第5(第16条関係) 中 | 別表第5(第16条関係) 中 |
| 久留米市北野体育セン ターグラウンド | 全面使用 2時間につき400円 半面使用 2時間につき200円 照明設備(全面に つき) 30分につき1,000円 照明設備(半面に つき) 30分につき500円 | 久留米市北野グラウン ド | 全面使用 2時間につき400円 半面使用 2時間につき200円 照明設備(全面に つき) 30分につき1,000円 照明設備(半面に つき) 30分につき500円 |
| 久留米市北野体育セン ターテニスコート | 1面につき 1時間につき100円 照明設備(1面に つき) 1時間につき200円 | 久留米市北野テニスコ ート | 1面につき 1時間につき100円 照明設備(1面に つき) 1時間につき200円 |
| 久留米市北野武道場 | 専用使用 2時間につき200円 | 久留米市北野武道場 | 専用使用 2時間につき400円 |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>別表第5（第16条関係） 備考</p> <p>1 特別の事情により、久留米市田主丸ソフトボール場、久留米市田主丸武徳館、久留米市田主丸多目的運動室、久留米市田主丸多目的グラウンド、久留米市田主丸体育館、久留米市北野体育センター、久留米市北野武道場、久留米市北野体育館及び久留米市城島体育館（個人使用を除く。）の2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>別表第5（第16条関係） 備考</p> <p>1 特別の事情により、久留米市田主丸ソフトボール場、久留米市田主丸武徳館、久留米市田主丸多目的運動室、久留米市田主丸多目的グラウンド、久留米市田主丸体育館、久留米市北野グラウンド、久留米市北野武道場、久留米市北野体育館及び久留米市城島体育館（個人使用を除く。）の2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> |

久留米市体育施設条例の一部改正について

北野武道場（昭和30年建築）の老朽化に伴い、武道場を新築移転する。それに伴い、武道場の位置及び使用料を変更するため、条例の一部を変更するものである。

また、併せて、現在体育センターの敷地内にある施設の名称変更等を行うものである。

1. 条例改正の概要

○北野武道場の新築移転に伴う変更

- ・北野武道場の新築移転に伴い、施設の位置及び使用料を変更

| | 旧武道場 | 新武道場 |
|-----|--------------------|--------------------|
| 位置 | 北野町今山 <u>65番地1</u> | 北野町今山 <u>74番地</u> |
| 使用料 | 2時間につき <u>200円</u> | 2時間につき <u>400円</u> |

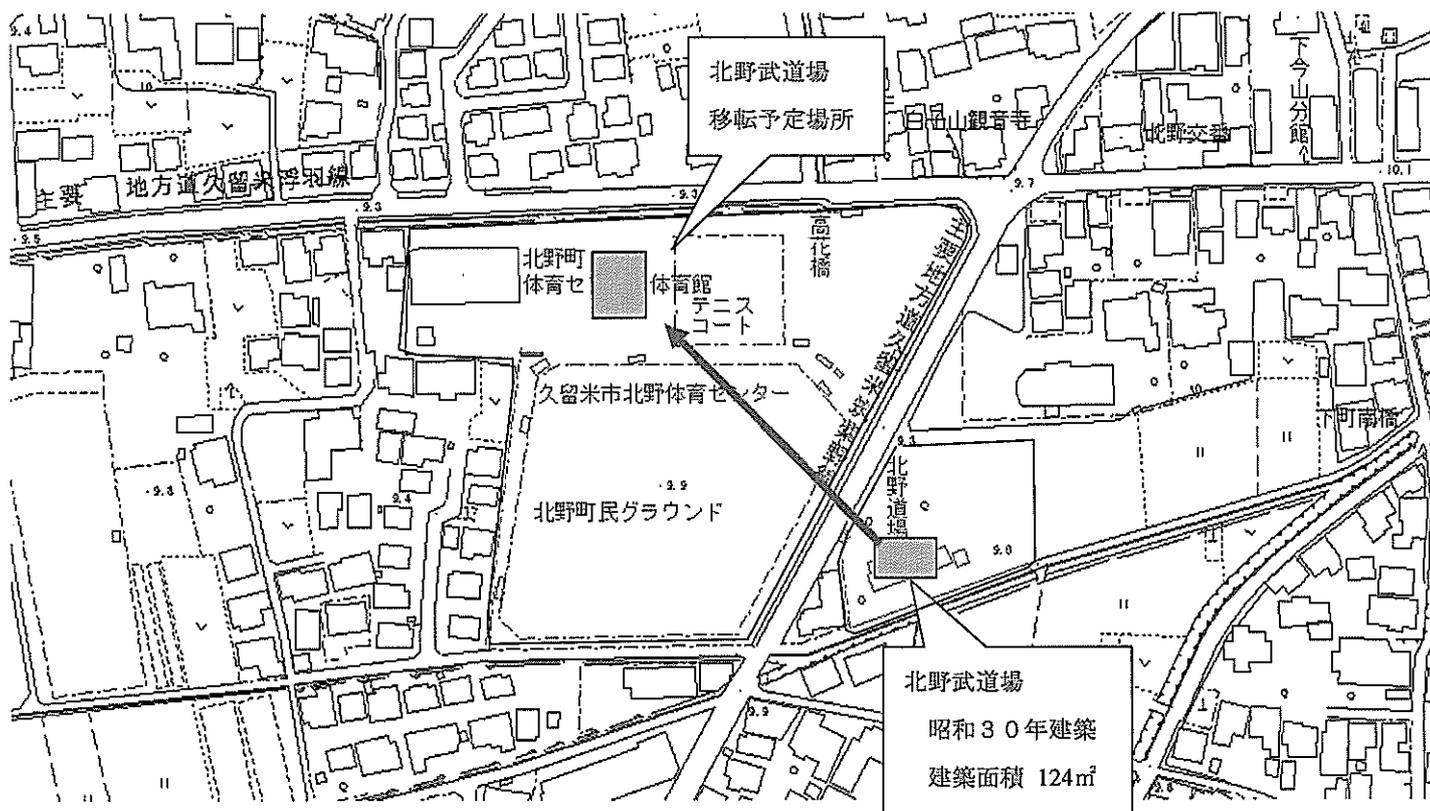
○他の北野体育センター内施設に関する変更

- ・各施設の名称は「体育センター」を外し、よりわかりやすい名称に変更
- ・休館日は、新武道場に合わせて年末年始のみに変更

| | 現行 | 改正後 |
|-----|--|--|
| 名称 | 久留米市 <u>北野体育センターグラウンド</u> 久留米市 <u>北野体育センターテニスコート</u> 久留米市 <u>北野体育センターゲートボール場</u> | 久留米市北野 <u>グラウンド</u> 久留米市北野 <u>テニスコート</u> 久留米市北野 <u>ゲートボール場</u> |
| 休館日 | <u>月曜日</u> 、年末年始（12/28～1/4） | 年末年始（12/28～1/4） |

2 新北野武道場の概要

- 場 所 久留米市北野町今山74番地
- 構 造 鉄骨造平屋建
- 面積 建築 383.92 m²/延床 323.95 m²
 - ・柔道場部分 239.15 m²（柔道場1面、更衣室、倉庫）
 - ・管理・共用部分 84.80 m²（ホール、管理人室、便所、倉庫）
- スケジュール 25年8月～26年1月 工事
26年1月下旬～2月頃 供用開始
改定時期は、供用開始と同時期予定



第44号議案

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年8月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 月 日

久留米市長 榎 原 利 則

提案理由

久留米市三潞農村運動広場テニスコートの改修に伴い、使用料を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例

久留米市三潞農村運動広場条例（平成16年久留米市条例78号）の一部を次のように改正する。

別表テニスコートの部1面につきの項中「100円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

久留米市三潞農村運動広場条例（平成16年条例第78号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>○久留米市三潞農村運動広場条例</p> <p>平成16年12月28日 久留米市条例第78号</p> <p>改正 平成17年2月4日条例第2号 平成17年5月10日条例第27号 平成19年12月20日条例第49号</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 農業者の健康の増進及び農村地域住民の連帯感を醸成することにより、農業への理解を図り、もって本市農業の発展に資することを目的として、久留米市三潞農村運動広場（以下「運動広場」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】 （平19条例49・全改）</p> <p>（入場の制限）</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者が運動広場に入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずること</p> | <p>○久留米市三潞農村運動広場条例</p> <p>平成16年12月28日 久留米市条例第78号</p> <p>改正 平成17年2月4日条例第2号 平成17年5月10日条例第27号 平成19年12月20日条例第49号</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 農業者の健康の増進及び農村地域住民の連帯感を醸成することにより、農業への理解を図り、もって本市農業の発展に資することを目的として、久留米市三潞農村運動広場（以下「運動広場」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 運動広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】 （平19条例49・全改）</p> <p>（入場の制限）</p> <p>第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者が運動広場に入場することを拒否し、又はその者に退去を命ずること</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>とができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 市長が運動広場の管理上必要な指示を行った場合に、当該指示に従わない者 (使用許可)</p> <p>第4条 運動広場の施設及び夜間照明設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</p> | <p>とができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 市長が運動広場の管理上必要な指示を行った場合に、当該指示に従わない者 (使用許可)</p> <p>第4条 運動広場の施設及び夜間照明設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</p> | <p>とができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為を行うおそれのある者</p> <p>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある動物その他の物品を携行する者</p> <p>(3) 市長が運動広場の管理上必要な指示を行った場合に、当該指示に従わない者 (使用許可)</p> <p>第4条 運動広場の施設及び夜間照明設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 第4条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</p> |
|--|--|--|

は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(使用料の選付)

第8条 既納の使用料は、選付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を選付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。

は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催又は共催する行事に使用するとき。
- (2) その他市長において特に必要があると認めるとき。

(使用料の選付)

第8条 既納の使用料は、選付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を選付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用前に許可等の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 施設、設備及び器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 運動広場の管理運営に支障があるとき。

| | |
|---|---|
| <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) この条例又は条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条 使用者は、運動広場の施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第12条 使用者が、自己の責めに帰すべき理由により運動広場の建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>(平17条例2・一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> | <p>(3) 公の秩序を乱す、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) この条例又は条例に基づく規則その他の規定に違反したとき。</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。</p> <p>2 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条 使用者は、運動広場の施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p>第12条 使用者が、自己の責めに帰すべき理由により運動広場の建物、附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</p> <p>(平17条例2・一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> |
|---|---|

2 この条例の施行の日の前日までに、三瀨町農村運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和60年三瀨町条例第3号）の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年2月4日条例第2号）

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成17年5月10日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成20年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合作用の使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（平19条例49・全改）

2 この条例の施行の日の前日までに、三瀨町農村運動広場の設置及び管理に関する条例（昭和60年三瀨町条例第3号）の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年2月4日条例第2号）

この条例は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成17年5月10日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成20年4月1日以後に施設を使用する場合に適用し、同日前に施設を使用する場合作用の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月 日条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

（平19条例49・全改）

| 【別記2 参照】 備考 | 【別記2 参照】 備考 |
|--|--|
| <p>1 特別の事情により、グラウンドの使用が2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 上記の金額は、消費税等額を含む。</p> | <p>1 特別の事情により、グラウンドの使用が2時間を超える場合の使用料は、1時間につき、この表で定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。</p> <p>2 上記の金額は、消費税等額を含む。</p> |

【別記1】

現行

| 名称 | 位置 |
|--------------------|------------------|
| 久留米市三潞農村運動広場グラウンド | 久留米市三潞町玉満2725番地 |
| 久留米市三潞農村運動広場テニスコート | 久留米市三潞町玉満2925番地4 |

改正後(案)

| 名称 | 位置 |
|--------------------|------------------|
| 久留米市三潞農村運動広場グラウンド | 久留米市三潞町玉満2725番地 |
| 久留米市三潞農村運動広場テニスコート | 久留米市三潞町玉満2925番地4 |

【別記2】

現行

| 施設名 | 区分 | 使用料 |
|-------|-------------|--------------|
| グラウンド | 全面使用 | 2時間につき400円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 照明設備(全面につき) | 30分につき1,000円 |

| | | |
|--------|--------------|------------|
| | 照明設備 (半面につき) | 30分につき500円 |
| テニスコート | 1面につき | 1時間につき100円 |
| | 照明設備 (1面につき) | 1時間につき200円 |

改正後 (案)

| 施設名 | 区分 | 使用料 |
|--------|--------------|--------------|
| グラウンド | 全面使用 | 2時間につき400円 |
| | 半面使用 | 2時間につき200円 |
| | 照明設備 (全面につき) | 30分につき1,000円 |
| | 照明設備 (半面につき) | 30分につき500円 |
| テニスコート | 1面につき | 1時間につき200円 |
| | 照明設備 (1面につき) | 1時間につき200円 |

久留米市三潞農村運動広場条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の内容

本年度三潞屋外体育施設再整備事業の一環として、三潞農村運動広場テニスコートのクレー（土）コートをおムニ（砂入り人工芝）コートに改修をするものである。

それに伴い、テニスコートの料金を改定するため、条例の一部を改正するものである。

| 現 行 | 改正案 |
|------------------------------|------------------------------|
| 1面につき 1時間につき100円 (クレーコート) | 1面につき 1時間につき200円 (オムニコート) |

2 テニスコートの概要等

- 場所 久留米市三潞町玉満2925番地4
- 概要 コート2面
- 工期 平成25年9月～11月頃予定
- 供用開始 平成25年12月～1月頃予定
- 改定時期 供用開始と同時期予定



第45号議案

平成25年度教育費9月補正予算について

上記の議案を提出する。

平成25年8月26日

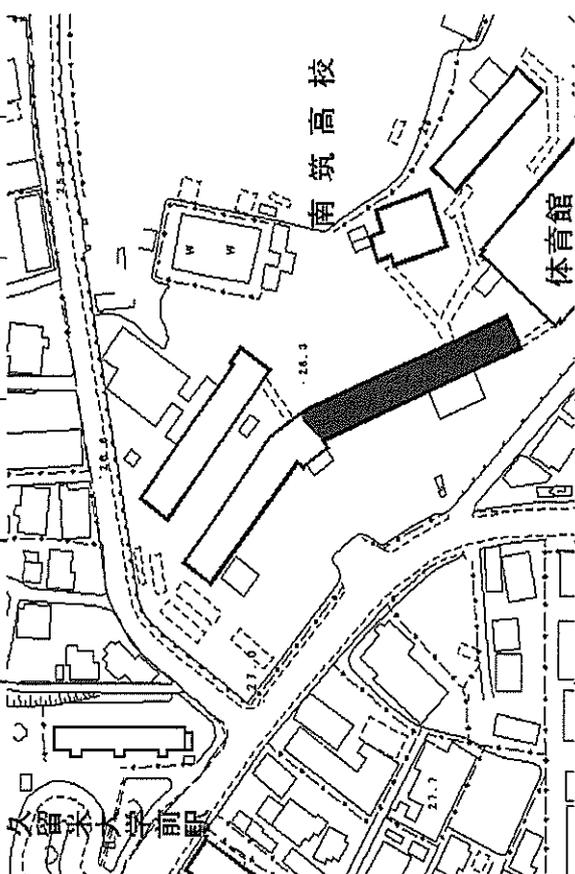
教育長 堤 正則

提案理由

平成25年度教育費9月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成25年度教育費9月補正予算について

平成25年度教育費9月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

| 要求事項 | 予算要求額 千円 | 財源 | | | 内訳 | 補正内容 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------|-------------|-----------|-----------|---|--|--|-------|-------|-------|----------|--|-------|--|---------|-------|--|-----------|
| | | 国県支出金 千円 | 地方債 千円 | その他 千円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 高等学校施設 長寿命化事業 | 6,451 | 4,516 | | 1,935 | <p>一般財源</p> <p>【地域の元気臨時交付金】</p> | <p>◎高等学校便所改修設計委託料 6,451千円</p> <p>高等学校2校(久商・南筑)の便所改修(ウエット式からドライ式へ)を実施するための設計委託を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H25年度</td> <td>H26年度</td> </tr> <tr> <td>設計委託料</td> <td>6,451千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理委託料</td> <td></td> <td>3,592千円</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td></td> <td>72,330千円</td> </tr> </table> | | H25年度 | H26年度 | 設計委託料 | 6,451千円 | | 監理委託料 | | 3,592千円 | 工事請負費 | | 72,330千円 |
| | | | H25年度 | H26年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計委託料 | 6,451千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監理委託料 | | 3,592千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事請負費 | | 72,330千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高等学校施設の 整備充実 | 11,137 | 7,796 | | 3,341 | <p>【地域の元気臨時交付金】</p>  <p>久留米大学 駅前 南筑高校 体育館</p> | <p>◎南筑高校大規模改造設計委託料 11,137千円</p> <p>南筑高校の管理教室棟の内部改修を実施するための設計委託を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H25年度</td> <td>H26年度</td> </tr> <tr> <td>設計委託料</td> <td>11,137千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監理委託料</td> <td></td> <td>6,682千円</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td></td> <td>222,750千円</td> </tr> </table> <p>第1期:管理教室棟大規模改造(外部)H13実施 第2期:管理教室棟大規模改造(外部)H14実施 第3期:管理教室棟大規模改造(内部)H17実施 第4期:管理教室棟大規模改造(内部)未実施(第4期工事で事業完了)</p> | | H25年度 | H26年度 | 設計委託料 | 11,137千円 | | 監理委託料 | | 6,682千円 | 工事請負費 | | 222,750千円 |
| | H25年度 | H26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設計委託料 | 11,137千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監理委託料 | | 6,682千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事請負費 | | 222,750千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

平成25年度 9月補正予算

教育部 No.3

| 要求事項 | 予算要求額 千円 | 財源 | | | | 内訳 | 補正内容 |
|---------------------------|-------------|-------------|-----------|-----------|------------|---|------|
| | | 国県支出金 千円 | 地方債 千円 | その他 千円 | 一般財源 千円 | | |
| 小学校通級指導 教室充実事業 | 1,115 | | | | 1,115 | 小学校「通級指導教室」新設(青峰小学校)に伴い、運営補助員1名分の 賃金を補正するもの。 「せいほう教室」運営補助員賃金(1名分) 910円×7H×175日×1校=1,114,750円 | |
| 久留米市外三市町 高等学校組合負担 金 | 24,368 | 24,368 | | | | 三井中央高等学校耐震補強工事にかかる地域の元気臨時交付金相当分を 久留米市外三市町高等学校組合へ交付するもの。 【地域の元気臨時交付金】 | |

平成25年度9月補正予算

市民文化部

| 事業名 | 事業費 | 財源内訳 | | | 補正内容 |
|--------------------|--------|-------|--------|------|---|
| | | 国県支出金 | 地方債その他 | 一般財源 | |
| 勤労青少年ホーム 維持補修事業 | 73,896 | 2,247 | 70,686 | 963 | ○久留米市勤労青少年ホームの外壁改修 整備内容：外壁改修工事設計委託 1,710千円 外壁改修工事 53,662千円 外壁改修施工監理 2,374千円 ※24年度耐震診断実施→補強工事不要 ○久留米市勤労青少年ホーム多目的ホール漏水補修工事 整備内容：漏水補修工事設計委託 1,500千円 漏水補修工事 13,650千円 漏水補修監理 1,000千円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 公民館維持補修事業 | 56,058 | 1,297 | 54,205 | 556 | ○三潓公民館防水改修工事、外壁改修工事 整備内容：防水改修工事 18,850千円 外壁改修工事設計委託 1,853千円 外壁改修工事 33,155千円 工事監理委託 2,200千円 ※24年度に防水改修設計実施済 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 図書館維持補修事業 | 31,008 | 1,257 | 29,212 | 539 | ○屋上防水改修工事 整備内容：工事費 29,212千円 設計 1,796千円 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.7.13～H25.8.14

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|--------------------------|------------------------------------|-----------------|------------------------------------|----|---------|
| 1 | 平成25年9月29日(日) | 自分自身を知り、自分を認め、楽しい毎日! | いもっ子の会 | 自分自身を知り、自分を認め、楽しい毎日! | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 2 | 平成25年12月7日(土) | 第20回賢順記念くるめ全国箏曲祭 | 賢順記念全国箏曲祭振興会 | 第20回賢順記念くるめ全国箏曲祭 | 共催 | 生涯学習推進課 |
| 3 | 平成25年11月30日(土) | 精神科医越智啓子講演会 | 笑いで癒そう会 | 精神科医越智啓子講演会 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 4 | 平成25年9月7日(土) | 久留米室内管弦楽団第43回定期演奏会 | 久留米室内管弦楽団 | 久留米室内管弦楽団第43回定期演奏会 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 5 | 平成25年9月19日(木) | 新たなる希望～地域のできる社会福祉を考える～ | 公益社団法人 久留米青年会議所 | 新たなる希望～地域のできる社会福祉を考える～ | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 6 | 平成25年8月31日(土) | 久留米市民会館自主文化事業 くるめ市民劇団 ほとめき倶楽部中間発表会 | 久留米市民会館 | 久留米市民会館自主文化事業 くるめ市民劇団 ほとめき倶楽部中間発表会 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 7 | 平成26年2月11日(祝)～2月23日(日) | 第12回ジュニア青木繁展事業 | 久留米連合文化会 | 第12回ジュニア青木繁展事業 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 8 | 平成25年11月30日(土) | カラオケでGo! Go! 校区対抗歌合戦2013～Final～ | (公社)久留米青年会議所 | カラオケでGo! Go! 校区対抗歌合戦2013～Final～ | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 9 | 平成26年3月29日(土) | 第20回定期演奏会 | 童女木児童合唱団 | 第20回定期演奏会 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 10 | 平成25年10月1日(火)～10月6日(日) | 第26回現代の書展 | 書友会 | 第26回現代の書展 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 11 | 平成25年10月25日(金)～10月27日(日) | 第16回竹峰書藝大院全国書道展 | 竹峰書藝大院 | 第16回竹峰書藝大院全国書道展 | 後援 | 生涯学習推進課 |
| 12 | 平成25年10月14日(祝) | 久留米民話口伝衆第三回公演 | 久留米民話口伝衆 | 久留米民話口伝衆第三回公演 | 後援 | 生涯学習推進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.7.13～H25.8.14

| No. | 日時 | 事業名 | 主催者名 | 場所 | 区分 | 担当課 |
|-----|--|---|------------------------------|--|-----|------------|
| 13 | 平成26年1月19日(日) | 上野一彦先生講演会「発達障害児・者の現状と課題」 | 佐賀筑後地区LD・ADHD及びその周辺児・者の会 夢気球 | 鳥栖市民文化会館小ホール | 後援★ | 学校教育課 |
| 14 | H25.10/10(木)、11(金) | 平成25年度全国都市立高等学校長会第54回秋季研究協議会 | 全国都市立高等学校長会第54回秋季研究協議会実行委員会 | 福岡リーセントホテル | 後援 | 学校教育課 |
| 15 | 平成25年8月24日(土) | 学校教育国際研究会セミナー | 学校教育国際化研究会 | アクロス福岡 会議室 | 後援 | 学校教育課 |
| 16 | 平成25年10月25日(金) | 第39回筑後地区小学校家庭科教育研究会 | 筑後地区小学校家庭科教育研究会 | 久留米市立西牟田小学校 | 後援 | 学校教育課 |
| 17 | 平成25年9月7日(土)、8日(日) | 第30回りんどう杯車いすバスケットボール九州大会 | 久留米りんどうライオンズクラブ | 久留米総合スポーツセンター | 後援 | 学校教育課 |
| 18 | 平成25年11月2日(土)～平成25年12月27日(金) | 「Autumn CAMP in 能古島」「Winter Camp in 能古島」「English Camp in 能古島」 | 能古島青少年育成協会 | 福岡市西区能古(能古島)島内および、のこのしまアイランドパーク内 | 後援 | 学校教育課 |
| 19 | 平成26年2月22日(土)～平成26年3月7日(金) | 久留米広域消防本部防火ポスターコンクール(防火ポスター募集及び展示会) | 久留米広域消防本部 | 久留米市庁舎2F ホワイエ | 後援 | 学校教育課 |
| 20 | 平成25年7月26日(金)～7月27日(土) 平成25年8月10日(土)～8月11日(日) | 久留米市心理リハビリテーション夏期集中訓練会 | 久留米市心理リハビリテーション研究会 | 久留米市総合福祉会館 | 後援 | 学校教育課 |
| 21 | 平成25年9月23日(月) | 第13回高良山剣道大会 | 高良山剣道大会実行委員会 | 高良大社境内野外特設道場(雨天の際は、久留米市総合スポーツセンター内武道場) | 後援 | 学校教育課 |
| 22 | 平成25年8月24日(土) | 第20回 みのう音楽祭 | みのう音楽祭実行委員会 | そよ風ホール | 後援 | 田主丸文化スポーツ課 |

平成26年度久留米市立中学校学校選択制実施要項の概要

久留米市の通学区域は、過去からの合併や学校の新設など、地域の歴史的経過の中で形づくられているため、(1) 近くに中学校があっても遠くの指定校へ行かざるを得ない地域や、(2) 一つの小学校から複数の中学校へ分かれる学校が存在している。

久留米市が抱えるこのような課題を解消することを目的とし、久留米市立中学校選択制を平成18年度から実施してきたところである。

平成21年度から、距離の要件を加えるなど、上記(1)、(2)の課題解消により焦点を絞った見直しを行った。平成26年度の久留米市立中学校選択制についても、昨年度と同制度で、下記のとおり実施する。

1 対象 久留米市に居住し、平成26年4月に久留米市立中学校に入学する新1年生で、現行の通学区域(久留米市立小中学校の通学区域に関する規則第2条第2項に規定する通学区域)以外の学校を希望される者とする。

2 選択できる学校

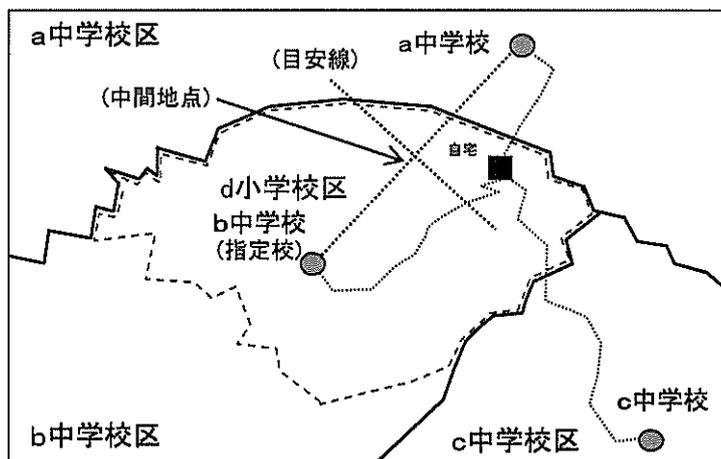
下記の「A」又は「B」の2つの場合がある。

◆「A」の場合

別表1の小学校区に隣接する中学校に該当し、かつ、住所地の指定中学校よりも通学距離が近い中学校がある場合で、その通学距離が近い中学校への進学を希望する場合。

この場合は、小学校区が他の中学校区に隣接していて、かつ、隣接する中学校が住所地の指定校よりも近い場合に選択できるものとする。

ただし、隣接する中学校が山境などの場合は、安全性のうえから対象外とする。



【通学距離の遠い近いの目安】
・指定校のb中学校と希望するa中学校を直線で結んで中間地点よりも自宅がa校に近い場合は指定校よりも通学距離が近い。
(直交する目安線の内外)

校区境

【左図の自宅からの位置関係】
 $a < b$ $b < c$

例: 住所地の指定中学校はb中学校 小学校区に隣接する中学校(別表1)にa, b, cの中学校がある場合
b中学校よりも通学距離が近い a中学校 は選択できるが、
b中学校よりも通学距離が遠い c中学校 は選択できない。

◆「B」の場合

別表2のとおりとする。

この場合は、一つの小学校から複数の中学校に分かれる小学校のうち、指定中学校に進学する児童数が著しく少数である地域の児童が、最も多くの児童が進学する中学校へ進学を希望する場合となる。

3 受入人数 別表3のとおりとする。

4 公開抽選 受入人数を超える場合は、公開抽選を実施する。

5 申請期間等 申請期間 …平成25年10月29日(火)~11月15日(金)
受付状況公表 …平成25年11月21日(木)
変更申請期間 …平成25年11月25日(月)~11月29日(金)

6 申請先 教育委員会学校教育課及び各教育事務所

別表1. 指定中学校及び小学校区に隣接する中学校 (「A」の場合)

■この表は、「A」の場合に使用する表とする。小学校区に隣接する中学校のうち、通学距離が指定中学校よりも近い学校のみを選択できる。(小学校区に隣接する中学校の表に記載されていても、通学距離が指定中学校よりも遠い中学校は選択できない。)

| No. | 小学校 | 指定中学校 | 小学校区に隣接する中学校 (山境などの隣接校を除く) | | | | | |
|-----|-----|---------------|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 1 | 西国分 | 諏訪 | 諏訪 | 榑原 | 牟田山 | 明星 | | |
| 2 | 荘島 | 江南 | 江南 | 城南 | | | | |
| 3 | 日吉 | 城南・榑原・諏訪 | 城南 | 榑原 | 諏訪 | 江南 | | |
| 4 | 篠山 | 城南 | 城南 | 榑原 | 江南 | | | |
| 5 | 京町 | 城南 | 城南 | 江南 | | | | |
| 6 | 南薫 | 榑原 | 榑原 | 城南 | 諏訪 | 良山 | 宮ノ陣 | |
| 7 | 鳥飼 | 江南 | 江南 | 牟田山 | 筑邦西 | 城南 | 諏訪 | |
| 8 | 長門石 | 城南 | 城南 | | | | | |
| 9 | 小森野 | 城南・榑原 | 城南 | 榑原 | 宮ノ陣 | | | |
| 10 | 金丸 | 江南・諏訪 | 江南 | 諏訪 | 城南 | 牟田山 | | |
| 11 | 東国分 | 明星・諏訪 | 明星 | 諏訪 | 榑原 | 良山 | 牟田山 | 青陵 |
| 12 | 御井 | 良山 | 良山 | 諏訪 | 明星 | 高牟礼 | | |
| 13 | 南 | 牟田山 | 牟田山 | 明星 | 諏訪 | 荒木 | 青陵 | 江南 |
| 14 | 合川 | 良山 | 良山 | 榑原 | 諏訪 | 宮ノ陣 | 北野 | |
| 15 | 山川 | 良山 | 良山 | 屏水 | 北野 | | | |
| 16 | 上津 | 青陵・明星・荒木 | 青陵 | 荒木 | 明星 | 牟田山 | | |
| 17 | 高良内 | 明星・高牟礼 | 高牟礼 | 明星 | 青陵 | 良山野 | | |
| 18 | 宮ノ陣 | 宮ノ陣 | 宮ノ陣 | 榑原 | 良山 | 北野 | | |
| 19 | 山本 | 屏水 | 屏水 | 良山 | | | | |
| 20 | 草野 | 屏水 | 屏水 | 田主丸 | | | | |
| 21 | 安武 | 筑邦西 | 筑邦西 | 江南 | | | | |
| 22 | 荒木 | 荒木 | 荒木 | 筑邦西 | 三瀦 | 青陵 | | |
| 23 | 大善寺 | 筑邦西 | 筑邦西 | 荒木 | 三瀦 | | | |
| 24 | 善導寺 | 屏水 | 屏水 | 良山 | 北野 | | | |
| 25 | 大橋 | 屏水 | 屏水 | 北野 | 田主丸 | | | |
| 26 | 青峰 | 高牟礼 | 高牟礼 | | | | | |
| 27 | 津福 | 江南・荒木・牟田山・筑邦西 | 江南 | 牟田山 | 荒木 | 筑邦西 | 諏訪 | 青陵 |
| 28 | 船越 | 田主丸 | 田主丸 | | | | | |
| 29 | 川会 | 田主丸 | 田主丸 | 屏水 | | | | |
| 30 | 水縄 | 田主丸 | 田主丸 | | | | | |
| 31 | 柴刈 | 田主丸 | 田主丸 | 屏水 | 北野 | | | |
| 32 | 田主丸 | 田主丸 | 田主丸 | | | | | |
| 33 | 竹野 | 田主丸 | 田主丸 | 屏水 | | | | |
| 34 | 水分 | 田主丸 | 田主丸 | | | | | |
| 35 | 弓削 | 北野 | 北野 | 良山 | 宮ノ陣 | 屏水 | | |
| 36 | 北野 | 北野 | 北野 | 宮ノ陣 | 屏水 | | | |
| 37 | 大城 | 北野 | 北野 | 屏水 | | | | |
| 38 | 金島 | 北野 | 北野 | 屏水 | 田主丸 | | | |
| 39 | 西牟田 | 三瀦 | 三瀦 | 荒木 | | | | |
| 40 | 犬塚 | 三瀦 | 三瀦 | 城島 | | | | |
| 41 | 三瀦 | 三瀦 | 三瀦 | 城島 | 荒木 | 筑邦西 | | |
| 42 | 城島 | 城島 | 城島 | 三瀦 | | | | |
| 43 | 下田 | 城島 | 城島 | | | | | |
| 44 | 江上 | 城島 | 城島 | 三瀦 | | | | |
| 45 | 青木 | 城島 | 城島 | | | | | |
| 46 | 浮島 | 城島 | 城島 | | | | | |

別表2. 選択できる中学校 (「B」の場合)

| No. | 小学校名 (a) | 住所地の 指定中学 校 (b) | 選択できる中学校 (c) | |
|-----|-------------|--------------------------|-----------------|----|
| 1 | 小森野 | 櫛原 | 櫛原 | 城南 |
| 2 | 東国分 | 諏訪 | 諏訪 | 明星 |
| 3 | 上津 | 荒木 | 荒木 | 青陵 |
| 4 | 上津 | 明星 | 明星 | 青陵 |
| 5 | 津福 | 筑邦西 | 筑邦西 | 江南 |
| 6 | 津福 | 荒木 | 荒木 | 江南 |

- この表は、「B」の場合に使用する表とする。
具体的には、住所地の小学校が(a)のうち、指定中学校が(b)の場合に(c)の中学校が
選択できる。
- 指定中学校は、住所地につき1校が定められている。

別表3. 各中学校における受入人数

(単位:人)

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|----|-----|----|----|
| 中学校名 | 城南 | 江南 | 櫛原 | 牟田山 | 諏訪 | 良山 |
| 受入れ人数 | 5 | 5 | 15 | 15 | 15 | 20 |
| 中学校名 | 明星 | 宮ノ陣 | 荒木 | 筑邦西 | 屏水 | 青陵 |
| 受入れ人数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 中学校名 | 高牟礼 | 田主丸 | 北野 | 城島 | 三瀨 | |
| 受入れ人数 | 20 | 20 | 5 | 20 | 10 | |

各校の受入人数の決定は、平成25年5月31日現在の入学予定者数、過年度の私立・国県立中学校への進学状況及び各中学校の教室の状況等により決定

【参考】平成25年度 中学校公開日程と概要

| No. | 開催月日 | 曜日 | 中学校名 | 時間帯 | 実施内容 |
|-----|--------|----|------|-------------|-------------------|
| 1 | 9月21日 | 土 | 牟田山 | 9:00~11:50 | 学校説明、体験授業、部活動体験 |
| 2 | 9月28日 | 土 | 城南 | 10:00~11:30 | 学校説明、授業見学・施設見学 |
| 3 | | | 高牟礼 | 9:50~11:40 | 学校説明、授業見学 |
| 4 | | | 青陵 | 9:00~10:50 | 学校説明、施設見学、文化発表会見学 |
| 5 | 10月12日 | 土 | 良山 | 9:00~10:40 | 学校説明、授業見学 |
| 6 | | | 明星 | 9:20~12:00 | 学校説明、「命の集会」見学 |
| 7 | | | 田主丸 | 8:55~11:45 | 授業見学、施設見学、学校説明 |
| 8 | 10月19日 | 土 | 櫛原 | 12:15~14:10 | 学校説明、文化発表会見学 |
| 9 | | | 宮ノ陣 | 11:20~12:30 | 学校説明、文化祭見学 |
| 10 | | | 荒木 | 9:30~11:50 | 学校説明、文化発表会見学、施設見学 |
| 11 | | | 屏水 | 9:45~11:45 | 文化祭見学、学校説明 |
| 12 | | | 北野 | 9:55~11:45 | 授業見学、学校説明 |
| 13 | | | 城島 | 8:40~12:25 | 合唱コンクール見学、学校説明 |
| 14 | 10月26日 | 土 | 江南 | 12:15~16:20 | 人権フェスタ見学、学校説明 |
| 15 | | | 諏訪 | 10:00~11:50 | 学校説明、授業見学 |
| 16 | | | 筑邦西 | 9:45~11:50 | 授業見学、学校説明 |
| 17 | | | 三瀦 | 8:40~11:30 | 文化祭見学、学校説明 |

微小粒子状物質（PM2.5）に関する市立学校の運動会の対応について

1 PM2.5について

- (1) PM2.5とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが非常に小さな粒子（髪の毛の太さの30分の1程度）のことで、粒子が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器疾患のリスクの上昇が懸念されている。（国のHPより抜粋）
- (2) 測定地（市内）
城南中学校敷地内でH25年3月23日から測定開始。（今後、測定地増の予定）
- (3) 運動会に関する国の指針
国では、「注意喚起（*）を行う際の暫定指針値（日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を大きく超えない限り運動会等の屋外行事は中止する必要はない」としている。ただし、暫定指針値を大きく超える場合の具体的な値については、国の専門家会合において、「アメリカ合衆国環境保護庁（EPA）は、空気質指数（AQI）を参考にして、1日平均値が、140~150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える場合、すべての人は長時間の激しい運動や屋外活動を中止すべきとのアドバイスをしている。」との報告があった。

2 PM2.5による運動会（体育祭）の中止（延期）について

開催当日の午前5時のPM2.5の測定値（城南中学校局）が、140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、市立小・中・高等学校の運動会（体育祭）を中止（延期）する。

(1) 140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ について

暫定指針値を大きく超える場合の値については、国において具体的に値が示されていないため、市では、国の専門家会合の報告を参考に140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とする。

(2) 運動会（体育祭）を対象とする主な理由

- ① 運動会は、長時間行う屋外活動の中で、呼吸器疾患を抱える児童生徒を含む全児童生徒が、参加する行事であること。
- ② 多数の保護者や地域の方が参加すること。
- ③ 測定値が高くなった時、健康被害を心配する保護者からの問い合わせや運動会への参加を見合わせる可能性があること。

* μg ＝マイクログラム（100万分の1グラム）

* 注意喚起とは

福岡県は、筑後地域のPM2.5の測定局（5局）のうち1局でも午前5,6,7時の平均値が85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過した場合に、注意喚起に係る暫定的な指針値（日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）の超過が予測されるため、筑後地域に注意喚起を行う。市でも同様に注意喚起を行う。

（参考）市立保育園の運動会についても、同様の対応を行う。

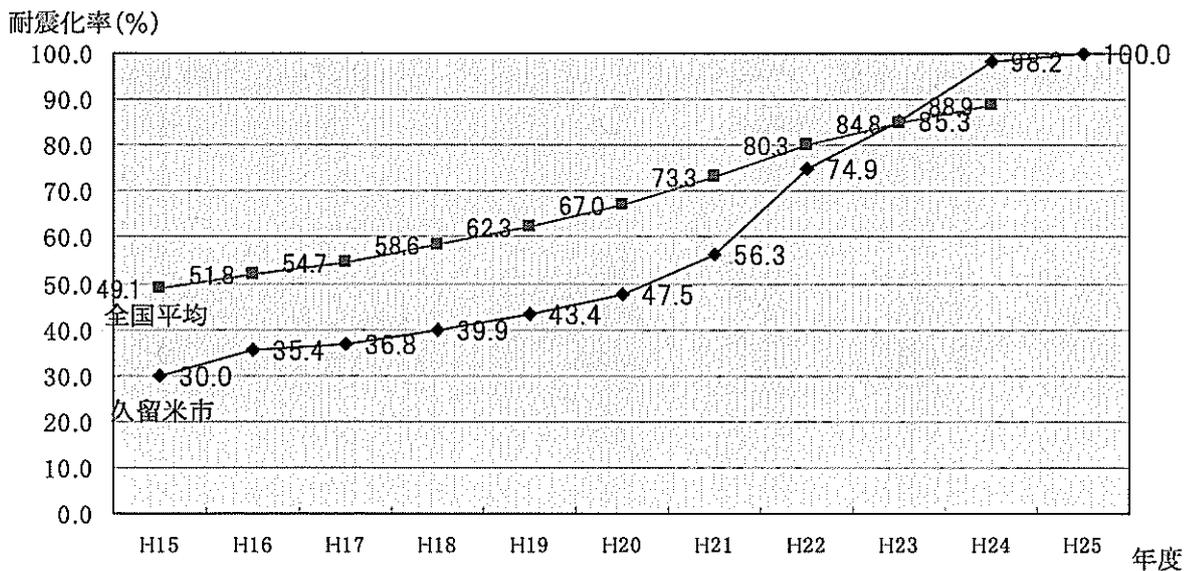
市立学校施設耐震化の状況について

○本市の市立小中学校施設の耐震化率について

■ 本市の市立小中学校施設の全棟数 279 棟のうち、耐震性のある棟数は 274 棟あり、平成 25 年 4 月 1 日現在の耐震化率は 98.2% (274 棟/279 棟) となっております。

【小中学校耐震化率推移】

| | 平成 24 年 4 月 1 日 耐震化率 | 平成 25 年 4 月 1 日 耐震化率 |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 久留米市 | 85.3% | 98.2% |
| 福岡県平均 | 84.3% | 89.7% |
| 全国平均 | 84.8% | 88.9% |



【市立学校施設耐震化率一覧表】

| 区分 | 全棟数 (a) | 昭和 57 年以 降の棟数 (b) | 昭和 56 年以 前の棟数 | 昭和 56 年以前の棟 で、耐震性がある、ま たは耐震補強済 (c) | 現在耐震性 のある棟数 (d)=(b)+(c) | 耐震化未 実施の棟 数 | 耐震化率 (d)/(a) |
|------|------------|-------------------------|------------------|---|-------------------------------|-------------------|-----------------|
| 小中学校 | 279 | 122 | 157 | 152 | 274 | 5 | 98.2% |
| 特支学校 | 7 | 1 | 6 | 4 | 5 | 2 | 71.4% |
| 高等学校 | 13 | 2 | 11 | 4 | 6 | 7 | 46.2% |
| 計 | 299 | 125 | 174 | 160 | 285 | 14 | 95.3% |

※ なお、耐震化の状況については、ホームページでの公開（9月2日）を予定しています。

第15回紫灘旗全国高校遠的弓道大会の大会結果について

1 概要

平成25年8月17日(土)～18日(日)に久留米総合スポーツセンター陸上競技場(特設射場)で開催された「第15回紫灘旗全国高校遠的弓道大会」において、祐誠高校女子が大会初優勝という輝かしい成績を収めました(女子の部では福岡県勢初優勝)。

2 祐誠高校の女子出場選手及び監督について

- (1) 選手・・・祐誠高校2年生 原口 萌 (ハラガチモエ)
祐誠高校2年生 内山 遥 (ウチヤマハルカ)
祐誠高校3年生 丸尾 鈴香 (マルオスズカ)
祐誠高校2年生 岡本 奈子 (オカモトナコ)
- (2) 弓道部監督・・・安達 淳一 (アダチジュンイチ)

3 大会成績について

大会名：『第15回紫灘旗全国高校遠的弓道大会』
日程：平成25年8月17日(土)～18日(日)
会場：久留米総合スポーツセンター陸上競技場(特設射場)
参加数：チーム数 85 (男子 42校 女子 43校)
参加人数 340名 (男子168名 女子172名)

成績結果：

(1) 団体男子の部

| | | | |
|-------|----------|------|---------|
| 【優勝】 | 九州ブロック代表 | 鹿児島県 | 加治木工業高校 |
| 【準優勝】 | 関東ブロック代表 | 埼玉県 | 岩槻商業高校 |
| 【第3位】 | 九州ブロック代表 | 福岡県 | 八女工業高校 |
| | 東海ブロック代表 | 愛知県 | 東海高校 |
| 【第5位】 | 九州ブロック代表 | 福岡県 | 九国大付属高校 |
| | 四国ブロック代表 | 香川県 | 小豆島高校 |
| | 九州ブロック代表 | 福岡県 | 祐誠高校 |
| | 関東ブロック代表 | 神奈川県 | 向の岡工業高校 |

(2) 団体女子の部

| | | | |
|-------|----------|------|--------|
| 【優勝】 | 九州ブロック代表 | 福岡県 | 祐誠高校 |
| 【準優勝】 | 九州ブロック代表 | 鹿児島県 | 加治木高校 |
| 【第3位】 | 関東ブロック代表 | 神奈川県 | 綾瀬高校 |
| | 東海ブロック代表 | 愛知県 | 岡崎商業高校 |
| 【第5位】 | 九州ブロック代表 | 長崎県 | 長崎商業高校 |
| | 東海ブロック代表 | 愛知県 | 星城高校 |
| | 関東ブロック代表 | 神奈川県 | 慶應湘南藤沢 |
| | 関東ブロック代表 | 群馬県 | 共愛学園高校 |

「地元でV 夢かなった」

紫灘旗全国高校弓道

女子の祐誠 男子は八女工3位



初優勝を決め、笑顔を見せる祐誠の選手たち

久留米市で18日に開かれた第15回紫灘旗全国高校遠的弓道大会では、女子の部で祐誠(同市)が初優勝。男子の部では八女工(筑後市)が3位に輝いたほか、祐誠もベスト8入りし、地元筑後勢の活躍が目立った。

女子の祐誠は、1チーム3人で8射ずつ計24射的中数を競った予選を1位で突破。8校で争った決勝トーナメントは計12射で戦ったが、準決勝では12射中11射を的中させるなど、その実力を見せつけた。

久留米市内には遠的の練習場がないため、野球と笑顔を見せた。

3年生の丸尾鈴香主将は「地元の大大会で優勝することが夢だった。練習は大変だったが、夢がかなって本当にうれしい」と

部に学校グラウンドの使用時間を譲ってもらったり、佐賀県までバスに乗って練習に行ったりしたという。



3番豊田の適時打で1点を返し、盛り上がる南筑の応援席

日本
H25.7.28(日)
26面

感動ありがとう

満員の応援席健闘たたえ

久留米市で開かれた全
国高校野球選手権福岡大
会決勝で、地元勢の南筑
は自由ヶ丘に1-0で敗
れ、甲子園初出場はなら
なかった。一塁側の南筑
応援席は生徒約350人
や保護者、卒業生で埋め
尽くされ、チームカラー
の赤に染まった。試合後
は選手をおきらう「よく
やった」「感動をありが
と」との声が飛んだ。
試合開始直後、「満員
御礼」の張り紙が球場入
り口に張られ、入場が制
限されるほどの人出だっ
た。期待した。

1死・三塁となった。南筑は序盤で相手に
豊田崇嗣主将(3年)が
左前適時打を放ち1点を
返す。豊高の盛り上がり
となる中、父親の淳一さ
ん(54)は「重圧があった
だろが、良い仕事をし
た」と笑顔だった。
九回表に4点を追加さ
れた後、迎えた裏の攻撃。
南筑は意地を見せ、2
死満塁の好機をつくっ
たが、力尽きた。試合後、
南筑の野中新治校長は
「よくここまで頑張っ
た。南筑の粘りが光った
大会だった」と振り返っ
た。

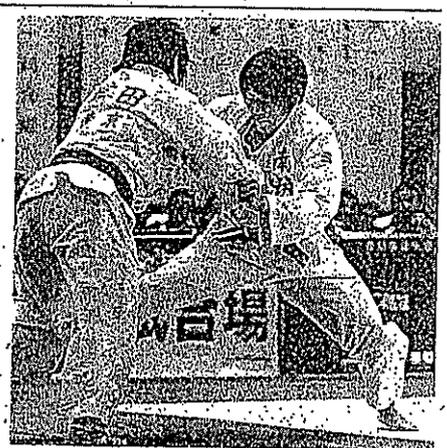
南筑粘り最後まで

た。南筑は序盤で相手に
計5点を奪われ、応援席
は重苦しいムード。それ
でも控え選手たちが「チ
ンション上げていこうぜ
！」と声を張り上げ、生
徒たちを鼓舞していた。
そんな思いがグラウン
ドにも伝わったのか五
回、辻條作選手(3年)
が三塁打で好機をつく
る。見守っていた母親の
美穂子さん(45)は「打た
んといかんと願っていた
場面が良い当たりが出
た」とほろこり。後続に
期待した。

福嶋選手(南)70キロ級V 柔道女子



11日 北部九州4県
北九州 花元



柔道女子個人70キロ級、優勝した南筑の福嶋千夏選手(右)

総体初出場で柔道女子70
キロ級を制した南筑の福嶋千
夏選手は「センスがないか
ら、気持ちで負けない試合
をしようと思った。自分ら
しい柔道ができた」と優勝
最後の夏に
大舞台で本領
メダルを手に満面の笑みを
浮かべた。決勝では小外刈
りで有効を奪い、優勢勝ち。
「誰よりも熱心に練習をし
てきた」といって最後の夏に
頂戴を立った。

全国高校総体(読売新聞
社共催)は11日、福岡市で
柔道が、北九州市でバドミ
ントンが行われた。
県勢は柔道女子個人で、
78キロ級の敬愛3年、堀歩未
選手と70キロ級の南筑3年、
福嶋千夏選手が優勝。70キ
ロ級では沖学園2年の永瀬貴
子選手が3位、78キロ級で
は敬愛3年の岡史生選手が
5位に入賞した。バドミン
トンでは、女子ダブルスで
九州国際大付が準優勝。同
シングルスでも同校3年の
桜本絢子選手が準優勝に輝
いた。男子ダブルスでは自
由ヶ丘が3位に入賞した。

- ▽女子70キロ級準優勝
福嶋千夏(南筑)
- ▽女子70キロ級3位
永瀬貴子(沖学園)
- ▽女子78キロ級3位
岡史生(敬愛)
- ▽女子ダブルス準優勝
桜本絢子・藤田智子(九州国際大付)
- ▽女子ダブルス3位
田村けい・永瀬(九州国際大付)
- ▽女子シングルス準優勝
森(東京・帝京)
- ▽女子シングルス3位
福嶋千夏(南筑)

▽女子70キロ級準優勝
福嶋千夏(南筑)

▽女子70キロ級3位
永瀬貴子(沖学園)

▽女子78キロ級3位
岡史生(敬愛)

▽女子ダブルス準優勝
桜本絢子・藤田智子(九州国際大付)

▽女子ダブルス3位
田村けい・永瀬(九州国際大付)

▽女子シングルス準優勝
森(東京・帝京)

▽女子シングルス3位
福嶋千夏(南筑)

平成25年度中体連九州大会・全国大会結果一覽

久留米市中学校体育連盟

| | | 九州大会 | | 全国大会 | |
|----|-----|--------------------------------|--|------|--|
| 1 | 城南 | 新体操団体 (5人) 6位 | 柔道女子個人44kg 中溝 萌(3年) 3位 | 6 | |
| 2 | 江南 | 水泳女子200m自由形 伴 美祈(1年) 2位 | | 1 | |
| 3 | 檜原 | なし | | | |
| 4 | 牟田山 | 水泳女子200m背泳 鶴久ゆきな(2年) 2位 | 陸上・女子砲丸投げ 岩本千穂(3年) 優勝 | 2 | 水泳女子200m背泳 鶴久ゆきな(2年) 24位 陸上・女子砲丸投げ 岩本千穂(3年) 9位 |
| 5 | 諏訪 | なし | | | |
| 6 | 良山 | 新体操個人 三井 遙加(3年) 3位 | | 1 | 新体操個人 三井 遙加(3年) 38位 |
| 7 | 明星 | 陸上男子走り幅跳び 野田直輝(3年) 優勝 | 陸上男子砲丸投げ 福田 涼(3年) 優勝 | 2 | 陸上男子走り幅跳び 野田直輝(3年) 9位 陸上男子砲丸投げ 福田 涼(3年) 5位 |
| 8 | 宮ノ陣 | 陸上男子砲丸投げ 山下光輝(3年) 2位 | | 1 | 陸上男子砲丸投げ 山下光輝(3年) 10位 |
| 9 | 荒木 | 水泳男子400m自由形 藤村統太(3年) 8位 | | 1 | |
| 10 | 筑邦西 | 水泳男子200m自由形 原口陽氣(3年) 6位 | | 1 | |
| 11 | 屏水 | なし | | | |
| 12 | 青陵 | なし | | | |
| 13 | 高牟礼 | なし | | | |
| 14 | 田主丸 | 柔道(男子団体) (7人) 優勝 | 柔道男子個人73kg 笠原大雅(3年) 優勝 | 11 | 柔道(男子団体) (7人) 2位 柔道男子個人73kg 笠原大雅(3年) 優勝 柔道女子個人40kg 田中純奈(2年) 3位 |
| | | 柔道(女子団体) (4人) 2位 | 柔道男子個人60kg 正木智也(3年) 予敗 柔道男子個人90kg 矢野真我(3年) 3位 | | 柔道男子個人90超kg 田中慎太郎(3年) 予敗 柔道女子個人70kg 素根 輝(1年) 2位 |
| 15 | 北野 | 女子ソフトボール (16人) 2回戦進出 | | 16 | |
| 16 | 城島 | 相撲県大会優勝 (5人) 優勝 | 相撲個人 森田雄大(3年) ベスト8 | 5 | 相撲個人 森田雄大(3年) 決勝進出 |
| 17 | 三猪 | 弓道(女子団体) (4人) 予敗 | 弓道(男子団体) 県優勝(4人) 予敗 | 8 | 弓道(男子団体) 予敗 弓道(女子団体) 予敗 |
| 18 | 信愛 | 水泳女子100m自由形 真栄城 蒼(3年) 優勝 | | | 水泳女子100m自由形 真栄城 蒼(3年) 28位 |
| 19 | 附属 | なし | | | |